

広島県告示第七百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十五年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

広島市

二 事業の種類

戸山地区農業集落排水事業（広島県広島市安佐南区沼田町地内）

三 起業地

1 収用の部分

広島県広島市安佐南区沼田町大字阿戸字新出郷地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、広島県広島市安佐南区沼田町大字阿戸及び大字吉山から構成される戸山地区（以下「本地区」という。）を全体計画とする戸山地区農業集落排水事業（以下「本件事業」という。）のうち、前項の起業地に係る部分である。本件事業は、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成十四年三月二十七日付け十三農振第三千四百三十八号）（以下「実施要綱」という。）に基づき、生活雑排水等を処理するための管路施設及び汚水処理施設を整備するものであり、法第三十一条に掲げる「地方公共団体が設置するその事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業は、実施要綱の規定に基づき建設される農業集落排水施設である。本件事業の起業者である広島市は、実施要綱第二一において規定される「事業実施主体」とされていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、広島市が、本地区において各家庭、事業所及び公共施設等から排出される生活雑排水等を処理した後、一級河川太田川水系吉山川（以下「吉山川」という。）へ放流するための、管路施設及び汚水処理施設を整備するものである。

本地区は、同市安佐南区の中心部から北西約十五キロメートルに位置しており、吉山川を挟んだ両岸に北東から南西に細長く形成されており、標高は百五十メートルから三百メートルの高低差のある地形となっている。田園風景が残る人口二千六十二人、

住宅九百十九戸（平成二十五年三月三十一日現在）の農業集落地区であり、基幹作物である水稲のほか、野菜栽培も行われている。

しかしながら、生活雑排水の大半が集落内水路や河川に直接放流されていることから、農業用水等の公共用水域の水質汚濁による農作物の生育障害、集落内水路の機能低下など、農業生産環境に悪影響を及ぼすとともに、地域内の生活雑排水の滞留、悪臭、蚊や蠅の発生源となるなど生活環境へも支障をきたしている。

本地区が存する広島市では、平成二十年度から市街化区域外の生活排水の早期改善を目的に公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業を下水道事業として統合することで効率的な整備を進めている。本地区については、住宅九百十九戸のうち、市営浄化槽整備事業の対象となる五十五戸を除いた八百六十四戸と事業所及び公共施設等を包含した事業計画区域面積四十五・七ヘクタールを対象とし、平成十九年度に農業集落排水資源循環統合補助事業戸山区の採択を受け、管渠整備、中継ポンプ施設及び汚水処理施設の整備事業を進めているところである。

本件事業が完成すれば、生活雑排水等を管渠により集水し、汚水処理施設において処理した後、吉山川へ放流することとなる。これにより集落内水路の水質が改善されるときともに、便所の水洗化が可能となり、衛生面が向上することから、本地区の生活環境の改善を図ることができる。また、公共用水域である吉山川の水質保全にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の対象事業とはされていないが、汚水処理施設の完成後における影響として騒音及び悪臭が想定されることから、起業者が任意で検証したところ、騒音については騒音規制法（昭和四十六年法律第九十八号）に基づく、騒音の規制に関する定め（昭和六十一年広島市告示第九十六号）の基準を達成できるものとし、臭気については、臭気発生源となる施設に対して脱臭設備を設置することにより、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）に定める基準を達成できるものとしている。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

他方、本件事業の起業地内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地について、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、起業者が「広島県の絶滅のおそれのある野生生物（第三版）」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、本件事業の汚水処理施設の位置の選定については、阿戸中村農道沿線案（以下「申請案」という。）のほか、市道安佐南区四区百三十号線沿線案及び市道安佐南区四区百三十二号線沿線案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、周辺環境に与える影響に優れ、事業費が最も廉価となることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

(三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。
4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3(一)で述べたように、本件事業の実施は本地区における集落内水路の水質改善及び生活環境の改善に寄与するものであり、できるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、本件事業は、広島市が策定した広島農業振興地域整備計画において、農業生産基盤整備開発計画の事業に位置付けられて整備が進められており、広島市内で農業集落排水事業による汚水処理施設整備を計画している十三地区中、本地区を除く十二地区は既に完了している。さらに、沼田町上吉山町内会等からも本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県広島市安佐南区役所地域整備課